

令和元年12月第2回亶理町議会定例会会議録（第4号）

○ 令和元年12月13日第2回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10番	木村 満
11番	森 義洋	12番	渡邊 健一
13番	澤井 俊一	14番	佐藤 正司
15番	鈴木 高行	16番	熊田 芳子
17番	鈴木 邦昭	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	総 務 課 長	佐々木 人 見
企 画 財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐々木 厚
町 民 生 活 課 長	関 本 博 之	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
こ ども 未 来 課 長	橋 元 栄 樹	健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰
農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸	商 工 観 光 課 長	齋 義 弘
都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美	施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦
上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博
教 育 長	奥 野 光 正	教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 人 見	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
議長諸報告
- 日程第 2 提出議案の説明
- 日程第 3 議案第 94号 亶理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第 4 議案第 95号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 96号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 97号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 98号 下水道事業への地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 8 議案第 99号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度町道築港通1号線外道路改良工事）
- 日程第 9 議案第100号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度（復交）鳥の海公園多目的広場整備工事）
- 日程第10 議案第101号 字の区域を新たに画することについて
- 日程第11 議案第102号 字の区域を新たに画することについて
- 日程第12 議案第103号 字の区域を新たに画することについて
- 日程第13 議案第104号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第105号 令和元年度亶理町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第106号 令和元年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第107号 令和元年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第108号 令和元年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第109号 令和元年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第110号 令和元年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 2 0 報告第 2 6 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 2 1 報告第 2 7 号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 2 2 議案第 1 1 1 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 3 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前 1 0 時 0 0 分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、9 番 佐藤邦彦議員、10 番 木村 満議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第 1、町長提出議案についてであります。町長から追加議案 1 件が提出されております。

第 2、町長より説明員欠席の通知がありました。三戸部貞雄副町長が本日の会議を欠席しますので、ご了承願います。

第 3、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 2 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） おはようございます。

令和元年第2回互理町議会定例会追加議案の説明をさせていただきます。

本日、追加議案としてご提案申し上げ、ご審議賜りますのは、人事案件1件であります。よろしくご審議方をお願い申し上げます。

それでは、その概要についてご説明申し上げます。

議案第111号 教育委員会委員の任命についてであります。現在任命しております4名の教育委員会委員のうち、令和2年1月31日をもって任期満了となる1名の委員が退任となるため、その後任として金子高幸氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加提出議案について説明申し上げましたが、何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案どおり同意いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

### 日程第3 議案第94号 互理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第94号 互理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは早速、議案第94号 互理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について説明を申し上げたいと思います。

議案書1ページとなりますので、お開き願います。

今回新たに、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定する関係につきましても、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年

4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員制度が創設されることから、それらの給与等に関して必要な事項を定めるため提案するものでございます。

まず、1ページの上段、目次でございますが、第1章 総則から第5章 雑則までの章立てとなっております。

中段に移りまして、第1章 総則。

第1条、趣旨。この条例は、地方公務員法第24条第5項、勤務時間その他の勤務条件の根本基準について定めたもの、並びに地方自治法第203条の2第5項及び第204条第3項、フルタイムの会計年度任用職員については、給料、旅費及び一定の手当の支給対象とすること、パートタイムの職員については、報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象とすることなどや、従事する職務内容や責任の程度などに留意し適切に定めるべきことなどの規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものでございます。趣旨の背景となった状況においては、地方公務員の臨時・非常勤職員については、総数が平成28年4月現在で全国で約64万人と増加しております。教育、子育て等、さまざまな分野で活用されていること、現状において地方行政の重要な担い手となっていることなどから、任用勤務条件を確保することが求められているものでございます。

次に、1ページの下段、第2条、定義。この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号の定めるところによるものであります。第1項第1号、フルタイム会計年度任用職員、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員。

2ページの上段に移りまして、第1項第2号、パートタイム会計年度任用職員、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員、具体的には勤務実態が週38時間45分勤務の職員、1日当たり8時半から17時15分の7時間45分の勤務で週5日勤務する職員となり、正職員と同じ勤務実態の会計年度任用職員がフルタイムの会計年度任用職員となります。それ以外の会計年度任用職員が、パートタイム会計年度任用職員となります。

第3条、会計年度任用職員の給与。第1項、この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいうこととなります。第

2項、給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができるものとなります。第3項、公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれないこととなります。

次に、第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与。

第4条、給料。フルタイム会計年度任用職員の給料については、別表第1、16ページをお開きいただきたいと思います。16ページから18ページまでとなりますが、行政職給料表によるものとするものであります。これは、正職員の1級職の給料表と同じものとなります。

続いて、議案書2ページに戻っていただきまして、下段、第5条、職務の級。フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表2、もう一度18ページをお開きいただきたいと思います。18ページから19ページまでとなりますけれども、19ページの上段の表にありますように、職務の級を1級とし、基準となる職務は定型的又は補助的な業務を行う職務に定める等級別基準職務表によるものとするものであります。会計年度任用職員の職務にあつては、あくまでも補助的業務であることから、職務の級は1級のみと制定するものでございます。

議案書2ページに戻っていただきまして、下段、第2項、フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い、3ページに移っていただきまして、任命権者が決定するものであります。

次の第6条、号俸については、新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、規則で定める基準、職種別基準表で職種基礎号俸、上限号俸を定めており、これらに従い任命権者が決定するものであります。

次の第7条、給料の支給については、2行目にありますが、亘理町職員の給与に関する条例第5条、給料計算期間は1日から月の末日までとし、毎月21日に支給する内容でございます。及び第6条は、新規任用または退職により月の頭から支給しない場合及び月の末日まで支給しない場合は日割り計算する内容となり、この場合において、同条第4項とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読みかえるものとするものでございます。これにつ

いても正職員と同様の内容となります。

次の第8条、地域手当につきましては、条文のとおり、フルタイム会計年度任用職員についても準用されるものでございますが、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るため支給される手当で、互理町内の勤務地であれば地域手当は支給しないものとなります。

続いて、第9条、通勤手当については、正職員と同様の内容となり、通勤の距離及び通勤方法により、フルタイム会計年度任用職員についても準用するものであります。

次の3ページ下段、第10条、時間外勤務手当、次の4ページ中段、第11条、休日勤務手当、次の5ページ中段、第12条、夜間勤務手当、その下の第13条、宿日直手当についても正職員と同様の内容となります。

次の第14条、端数処理については、第14条の1行目、勤務1時間当たりの給与額が、次の6ページの上から3行目、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとするものであります。

次の第15条、期末手当については、第1項において、任期が6月以上であれば正職員と同様の支給率で支給する内容となります。第2項、任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、支給を可能とする内容になります。次の第3項においては、会計年度任用職員として年度末まで任用され、引き続き4月から任用される場合は、通算して6月以上であれば支給可能とする内容であります。

6ページから、次の7ページにかけてとなりますが、第16条、勤務1時間当たりの給与額の算出、その次の第17条、給与の減額についても、正職員と同様の内容となります。

次に、7ページの下段、第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与。

第18条、パートタイム会計年度任用職員の報酬につきましては、月給、日給、時給のいずれも、仮にフルタイム勤務をした場合の月給を実際の勤務時間で割り戻し、単価を計算する内容となります。第1項においては、月額で報酬を定める



パートタイム会計年度任用職員の報酬の額、第2項では日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額、第3項では時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額のそれぞれの計算方法の内容となります。第4項では、この第18条の第1項から第3項で定めたパートタイム会計年度任用職員に対して、給与条例第9条の2、地域手当を加算して支給することができる内容となります。

その下、第19条、時間外勤務に係る報酬。8ページから10ページまでとなりますが、正職員と同様に支給する内容となりますけれども、あくまでも手当ではなく、報酬の一部として支給するものです。ただし、1日の勤務時間が7.75時間、7時間45分に達するまでは割り増し分は支給しない内容となります。

次に、10ページの下段となりますが、第20条、休日勤務に係る報酬、次の11ページ中段、第21条、夜間勤務に係る報酬についても、正職員と同様に支給するもので、同じく報酬の一部として支給する内容でございます。

その下、第22条、報酬の端数処理については、正職員及び第14条のフルタイム会計年度任用職員と同様の内容となります。

次の12ページから13ページまでとなりますが、第23条、期末手当については、任期が6月以上でなければ支給されないことはフルタイム会計年度任用職員と同様ですが、その他支給については正職員と同様となります。ただし、週15時間30分未満勤務者には支給しないこととなる内容となっております。

次の13ページの中段になりますが、第24条、報酬の支給については、さきに掲げる区分に応じた期間を計算期間として支給するものでございます。第1項第1号において、月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員は、月の1日から末日までとするもので、正職員と同様となります。第2号の日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員は、月の11日から翌月10日までとなり、これについては従来 of 臨時職員と同様の内容となります。

次の2項では、日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員について、第3項では月額のパートタイム会計年度任用職員についての報酬支給についての内容となっております。第4項においては、前項、月額の者の後半部分、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給することとなりますが、月の途中で支給開始または終了するような場合は、その月の現日

数から定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算することとなる内容となります。

次の14ページ上段ですが、第25条、勤務1時間当たりの報酬額の算出については、フルタイムと同様の計算方法を用い、パートタイム勤務者の週当たりの勤務時間で割り戻した額の算出についての内容となります。第1項第1号は、月額による報酬を、第2号では日額による報酬を、第3号では時間額による報酬をそれぞれ定める内容となっております。

次に、14ページの中段でございますが、第26条、報酬の減額については、欠勤時に前第25条で定めた1時間当たりの報酬額を減額する内容となっております。

次の15ページをお開きいただきたいと思います。

#### 第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償。

第27条、通勤に係る費用弁償。正職員と同様の通勤手当の内容となりますが、ただし、費用弁償として支給することとなります。

次の第28条、公務のための旅行に係る費用弁償。ここについても正職員と同様となりますが、これについても費用弁償として支給するものであります。

最後に、下段の第5章 雑則。

まず、第29条、給与からの控除。給与条例第6条の2、各種預貯金、団体契約の保険料等を給与から控除することができる規定は、会計年度任用職員についても準用するものであります。

次に、15ページ下段になりますが、第30条、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与。この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるとするものであります。

第31条、委任。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

最後に、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとなります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） この条例は、臨時職員、非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保ということになります。言われるまでもなく、臨時・非常勤職員は本町の重要な担い手というふうな先ほどのご説明でございました。処遇・待遇改善が図られることは、今回適切なことではあると思います。

それで、現行の亘理町の職員定数条例、町長部局などの職員定数は、条例上は今現在330人となっております。現在の従事者数は298名、これは正職員及び期限付職員、再任用職員、派遣職員の合計でございます。そして、説明がございましたが臨時職員197名の合計495名が今、亘理町の行政を担っているわけでございます。臨時職員は全体の何と40%というふうな割合になります。そして、臨時職員は現在、定数外として管理されているわけです。

そこで、お尋ねいたしますが、今後、職員定数をどのように管理していくのかというふうなことでございます。これまで行政は、職員定数を一定程度抑制し、臨時職員で業務を対応していく、これはやむを得ない状況ではあると思うのでございますが、そのような経緯も踏まえて、今後、待遇改善、会計年度任用職員として処遇がきちりと明確化されたというふうなことでございます。このバランスですね、今後の職員採用、配置などのマネジメントをどのように、方針、考えているのかというふうなことをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 佐藤議員おっしゃるように、定数、条例上は330人ということではありますけれども、実際に職員の数がふえていくという状況はできないと思いますので、今の現298人を一つの基礎として、正職員はバランスをとっていただきたいと思います。

ただし、おっしゃるように、会計年度任用職員は来年、全員協議会するときにもお示ししましたが、現臨時職員より多くなるような状況でございます。そういったことも踏まえながら、今後やはり指定管理とか、委託とか、そういったことも踏まえて人件費の抑制をしていかなければならないと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 今回の法改正のもう一方に、任用における服務規律、これは守秘義務、職務専念義務や、そして分限も当然厳密に、厳格に適用されるというふうな

ことでございます。単年度の採用ではありますけれども、全く公務員と同じような立場というふうなことでございます。

そこで、今回、勤務条件確保の一つが処遇・待遇改善になりますが、条例の第4条、給料に別表第1として給料表が規定されています。プロパー職員の給料表にもし改定が、毎年改定があった場合、会計年度任用職員のフルタイム職員、パートタイム職員についても人事院勧告の対象となり得るのかと、ベースアップですね。

そして、もう一点なんです、先ほど期末手当、賞与、ボーナスになりますけれども、令和2年度の12月から職員と同じ条件で、同じ利率が適用されて支給されるというふうなことになるわけですね。この2点、お願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） まず1点目、給与改定というのは人事院勧告の関係ですね。これについては、我々プロパーといいますか、常勤職員と同様に、その勧告で示された給料表に基づいて改定となるものでございます。

あともう一点は、済みません、2点目……（「令和2年度からの12月にボーナスが支給されるのかと、同じ条件で」の声あり）はい、佐藤議員おっしゃるとおり、6月に満たれば支給されるというふうな状況でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 最後でございますが、会計年度任用職員として移行することで、全員協議会で人件費が8,000万円から1億円の増大が見込まれるという説明がありました。そして、国からの財源措置は示されていないというふうなことでもございました。ということは、全額、町の単費負担というふうになるわけでありませう。

そこで、平成30年度一般会計では、人件費など義務的経費である経常収支比率、これは94.8%と悪化しているわけですね。硬直化が、硬直的な財政状況が依然として続いていると。そして、平成31年度の一般会計予算に当たっては、事業の見直しなどが余儀なくされているわけです。財政規律の面からも、増大する財源の捻出、財源計画、どのようにお考えなのか、最後にお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 会計年度任用職員がふえることによりまして、今議員おっしゃいましたとおり、年間で8,000万円から1億円ぐらいの金額が増大するという見

込みが立ってございます。こちらについては、総務課長も説明しましたとおり、何らかの財源があればよろしいんですけども、今のところ国のほうから何も示されていないと、今議員がおっしゃったとおりでございます。

確かに、今現在、経常収支比率、こちらが義務的経費がどうしてもふえてきているという状況の中にありますけれども、法律のほうで決められたこととなりますので進めていかなければならないということとなりますと、こういった経常収支比率にももちろん影響してくることになるかと思えます。

ただ、こちらは亘理町だけのことではなくて、全国的なお話になってくると思いますので、こちらの財源については、これからも機会があるごとに国のほうには要望していきたいと考えてございます。以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 採用方法でございます。1年度を超えない範囲内ということでございます。今現在、臨時職員として雇用されている方が、全員がこの会計年度任用職員になるのかどうか、採用は、任用は試験または選考により、再任用もあり得るというふうなことがございます。そうした場合に、公募、ほかからですね、民間からの転職で再任用を申し込む方もおられるというふうになってくると思うんですね、労働環境が改善されてくるということから。そうした場合に、試験、面接、その辺での任用になっていくのかどうか、お伺いをいたします。

そして、あともう一つ、1年を原則としてというふうになっておりますけれども、国の公募制に倣って上限3年ということが何か求められているというふうに、ホームページ等々を見ますと載っております。そうした場合、永年採用される年数はどのぐらいになるのか、そして永年採用されることによって、既得権というか退職金も考えられてくるというふうなことだと思っておりますけれども、その辺の考えはどうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） まず、最初の募集と選考の方法といいますか、そういった関係でございますが、佐藤議員おっしゃるとおり、募集については雇用対策法の趣旨に従いまして均衡な雇用機会の確保が求められることから、できる限り広く募集するのが原則ということになっております。本町においても、初回の募集は町のホームページに掲載することを基本として考えまして、これまでの臨時職員の募

集方法と同様に、募集を行う各担当課の判断によって、各公共施設での告知とかハローワーク、そして町広報紙の掲載等を実施していきたいと思います。

また、選考方法については、各自治体によって、書類選考、筆記試験、面接試験など、実施する試験内容はさまざまであるようございますが、今のところ本町においては、書類選考で資格等の確認を行いながら、面接試験、志望理由や勤務条件の関係等を確認して実施していきたいと思います。

あと、そのまま正職員といいますか、そういうお話ですが、一応5年以上勤務する非正規職員を正職員にするルールというのがほかのあれはあるんですが、この会計年度任用職員については、労働契約に基づくこの無期転換ルールは公務員には適用されないというふうになっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） というと、上限3年とかそういう規定はないのかどうか、あくまでも1年ごとと。そうした場合に退職金はどうなってくるのかですね。そのところ、さっきは回答なかったわけでございますけれども。

それと、あの格付、知識を有する職員については格付がある程度上がってくるわけですね。いわゆるプロパー職員についてはそれなりの給与体系になってくるというふうなことになるわけでございますけれども、2年、3年と勤めた場合、ある程度その実績を加味して、例えば主事から主査とかそういうふうな昇給も考えられるわけですが、そこはどうなんですかね。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 先ほどの退職金の関係ですね、これについては、もちろん退職手当の積み立てもしていただきますので、退職金が支給されます。

ただ、採用については、あくまでも1会計年度という形になります。それで、2年、3年となった場合の昇給といいますか、そういったことについてはあくまでも1級ですね、先ほども議案のところで説明しましたが、会計年度任用職員に当たりましては、定型的・補助的な業務を行う職務ということで1級職というふうな形ですとっていくような形になりますが、次の年、次の年となっていく場合には、その前の勤務実態に基づいて昇給する形、昇格はしませんが、昇給する形になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 最後になりますけれども、住民主役のまちづくり協議会、今現在、委託をして身近な問題・課題解決に取り組んでいるわけですが、この職員はどのような待遇になってきて、そして公務員というふうにならされるわけですので、上司の命令に従うということになるわけですが、そうした場合には、その上司というのは、まちづくり協議会の位置づけ、その辺はどういうふうになっているのかどうか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 今、まちづくり協議会の職員の話が出ましたけれども、こちらの職員につきましては、この無期転換ルールとの関係で、どうしてもまちづくり協議会では雇用できないという形になりますので、来年4月以降につきましてはこちらの会計年度任用職員のほうで対応する形となります。各地区の交流センターの事務職員という形になりまして、そちらでまちづくり協議会の事務局の仕事も行うという形になります。

待遇といたしましては、先ほど説明があったとおり、町職員と同じという形で、命令系統については所長が一番上という形になるかと思っておりますので、そちらの命令系統で動くという形になろうかと思っております。以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） パートタイム会計年度任用職員の方々が、公務上負傷したとか、それから例えば疾病にかかったとか、そういった場合、災害補償との関係というのはどのようになっているのか、その辺伺います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 公務災害という形になると思うんですけども、もちろんその対象となります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 1点だけちょっとお聞きをしたいんですが、もともとこの会計年度任用職員ができたというのは、官製ワーキングプアの問題から出てきたわけですよね。働いても貧困だというようなところがあってできたわけなんですけれども、今回これがね、やることによって待遇的には非常によくなったというふうには私思うんです。

ただ、1点ちょっと思うのは、格付の問題として保育補助員なり、そういうとこ

ろですよ。今までだと日給で、事務補助員は6,400円、保育補助員だと無資格の場合だと6,800円ということで、400円の差があって高かったわけですね。ところが、今回この任用制度ができるということになると、格付は1級の1、月給でいうとフルタイムは14万4,000円というような形、それで日給にすると6,861円。だから、保育補助員についてはほとんど、日給を見た場合には61円上がったというような格好になるだけですよ。この辺の考え方はどうなんですか。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 保育補助のことにつきましては、あくまでも保育士の資格を持たない方が、保育士の指示によって保育業務をサポートするというのが役割となってきます。例えば、食事の補助であるとか、お昼寝の見守りであるとか、おもちゃの準備、片づけ等々もございまして、あくまでも補助的な役割ということで、事務の補助と同じような感じというふうに思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 保育補助でも、免許を持っていらっしゃる方もいるわけですよ。その方はどうなるのかというと、時給920円だったのが今度は919円、1円下がるんです。こういったことを考えると、私が一番言いたいのは、その保育の職員の方たち、特にフルタイムの人たちがなかなか手がないということがあるので、これを利用してもっとふやしてほしいというふうに思ったんだけど、でも期待がちょっとできないというようなところが、まあ、もちろん全体的には号俸も上がっていくわけですから、その何年か後にはよくなるというのは、それはわかるんです。わかるんだけど、余りにもこれ、ちょっとあれかなというふうに思っていて、いずれいろいろな方法でもって保育士さんを、会計年度のも含めてもっとふやしてほしいというふうには思うんです。いろいろな努力をお願いしたいなというふうに思います。こういう対応はなかなか難しいんであると思うので答えは結構ですけども、そのことだけ十分頭に入れてほしいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） まず初めに、説明いただいたんだと思うんですけども、フルタイム任用職員とパートタイム任用職員の方で、出るものと出ないものの手当の相違というのがどこに出ているのかというのが一つ。



それと、今ですと社会保険制度は社会保険と雇用保険という形で入っていると思うんですが、こちらが任用職員になった場合にどうなるのかというのが2つ目。

3つ目が、任用職員になった際に、兼業禁止規定のほうに触れてくるのかどうか。3点お願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） まず最初に、フルタイムとパートタイム、手当の関係ですね、違いだと思うんですが、新制度においては、1週間当たりの勤務時間が常勤と同一である者、週38時間45分をフルタイムの会計年度任用職員としまして、これよりも短い時間である者はパートタイムの会計年度任用職員と定めております。

手当の関係につきましては、条文の説明でも申し上げましたが、フルタイムの者は、地域、通勤、時間外、休日勤務、夜間勤務、宿日直、期末手当、ボーナスの支給が可能であることを定めております。パートタイムにつきましては、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬、期末手当、通勤手当に係る費用弁償のほか、地域手当も報酬として支給することが可能となった内容となっております。

それで、フルタイムとパートタイムによって異なる手当については、宿日直手当を設けていない点があります。これは、フルタイムの宿日直に当たるような時間をパートタイムが勤務する場合は、その時間そのものが所定の勤務時間に当たることになるため、手当ではなく、勤務に対する報酬を支給することとなります。

よって、手当、報酬という言葉の表現の違いはありますが、共通している手当は、地域、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、通勤、それから期末手当が、基本的にはフルタイムとパートタイムには支給可能となり、種類に違いはないということになります。

それから次は、社会保険の関係ですよね。（「そうですね、社会保険と雇用保険、どうなるのか」の声あり）社会保険については、週29時間以上勤務する者、または任期1年以上、週当たりの所定の勤務時間が20時間以上、かつ、月額8万8,000円以上の者は加入条件に当てはまるため加入することになります。雇用保険につきましては、任期31日以上、週20時間以上勤務する者であれば加入することになります。いずれにしましても、それぞれ定められております加入要件に従い、加入・非加入を判断することとなるものであります。

あとは、最後が……（「兼業禁止」の声あり）兼業ですね。兼業の禁止の関係ですが、フルタイムの職員については兼業禁止となりますが、パートタイムの職員については兼業は禁止なりません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 続いてですけれども、そうするとこのパートタイムの方で、兼業禁止にはならないということであれば、特段支障を来す人というのが、もちろん今かけ持ちしている方がいるかどうかも含めてわからないんですけれども、支障を来すような方がいないというような認識でいいのかというのが一つと、あと、今回この制度ができて、試用期間というのを設けられるということが新たな制度としてできたと思うんですけれども、その点の実際の運用というのをどのようにしていくのか、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） パートタイムの方の、兼業の禁止になることで支障を来すのはいないのかということだと思うんですが、パートタイムは兼業禁止となりませんので支障はないと思います。ただし、複数の就労先との合計勤務時間が、労働基準法で定められた労働時間、原則1日8時間の週40時間を超える可能性が懸念されますので、パートタイム職員の他事業所での就労状況を把握していくことが必要であることから、兼業を行う場合は届け出いただく予定としております。現在も、臨時職員の方についても、兼業の場合については届け出をいただいております。

あとは、試用期間の関係だと思いますが、試用期間については条件付採用ということになりますが、我々一般職が採用される場合でも直ちに正式採用となるものではございません。一定期間、実際に能力の実証を経た上で正式採用ということになります。これは地方公務員法第22条に定められております。我々プロパーの場合ですと、6カ月間の試用期間というのが設けられて、6カ月過ぎて正式な職員になる。会計年度任用職員にあっては、1カ月間をこの試用期間と定められております。これについては、地方公務員法の第22条の2第7項に規定されているようでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。木村 満議員。

10番（木村 満君） この会計年度任用職員になることについて、さまざまな権利義務関

係というのが変わってこようかと思うんですけども、もちろんそのまま移行するわけではないということではあるものの、現在働いていただいている臨時職員の方々に対しては、このことについてよく周知徹底をして納得いただく必要があるのではないかと思います、その辺の説明のスケジュール的なものというのがあるのであればお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 会計年度任用職員に対して、その変更点等の説明については、この議会が終わって、来週ですね、まず、今臨時職員を多く持っている各所属長に対しての説明を行いまして、夜7時から、それぞれ今の臨時職員さんに対して会計年度任用職員の説明会を実施する予定となっております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第94号 亶理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号 亶理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第95号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第95号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） それでは、議案第95号についてご説明申し上げます。

議案書は20ページ、新旧対照表は1ページとなります。

議案第95号 亙理町印鑑条例の一部を改正する条例。

亙理町印鑑条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、町民の利便性の向上と窓口業務の合理化を図るため、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用しまして、コンビニエンスストアに設置されております多機能端末機から各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスを令和2年3月10日から開始することに伴いまして、個人番号カードを利用して印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、このコンビニ交付サービスを利用できるのは、亙理町で印鑑登録をし、かつ、利用者証明用電子証明書を搭載した個人番号カードを所有している本人に限ります。

改正内容につきましては、新旧対照表1ページをごらんください。

印鑑登録証明書の交付に関しまして、現行では、第15条第1項において、印鑑登録証明書の交付を受ける場合は、印鑑登録証を提示して申請しなければならないとし、同条の第2項において、申請があった場合は、登録事項を照合し、適正であることを確認して印鑑登録証明書を交付すると定めておりますが、改正後の欄の下線部分のとおり、第15条第3項として、先ほど説明しました第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、個人番号カードを用いて、みずからコンビニエンスストアに設置された多機能端末機より印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付が受けられる条文を加えるものでございます。

議案書の20ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和2年3月10日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第95号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第96号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第96号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第96号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書は21ページ、新旧対照表は2ページとなりますので、お開きをお願いいたします。

初めに、議案書21ページをごらんいただきます。

議案第96号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例。

亶理町手数料条例の一部を次のように改正するものであります。

今回の改正については、手数料について、特定の者のために行う役務に対してその費用を賄うため徴収する料金であり、地方自治法第227条において、「普通地方公共団体は、当該普通公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」と規定されています。今般、本町の財政状況等も鑑み、平成4年度から据え置かれてきた住民票などの各種証明書の交付手数料額について改正するものでございます。

また、手数料については、かかる費用を賄うために徴収する料金と、県内他市町村の状況も踏まえるとともに、コンビニ交付においては同じ料金にしなければならないルールがございますので、手数料を見直す必要があったため、あわせて改正を行うものであります。

説明については、新旧対照表2ページをごらんいただきたいと思います。

別表（第2条関係）となりますが、初めの枠、手数料の種類、納税証明書の交付、1件につき現行では「200円」ですが、改正後においては「300円」に改正するものです。このほか、ほとんどの証明については同額に改正するものであります。

その下の枠、固定資産に関する証明書の交付、その下1枠飛ばしまして、その他の税に関する証明書の交付は、同様に「200円」から「300円」に改正するものであります。

2ページの下段、新たに、「航空写真地番図の交付」については、1件につき「450円」を追加するものであります。

次の3ページに移りまして、一番上の枠、印鑑登録証の交付（再交付を含む。）、次の印鑑に関する証明については、同様に「200円」から「300円」に改正するものであります。

その下、住民票（広域交付を含む。）及び戸籍の附票写しの交付については、件数区分を「1枚につき」から「1通につき」に改め、手数料額については、同様の「200円」から「300円」に改正するものでございます。

その下、住民票世帯全員写しの交付については、件数区分を「1件につき」から「1通につき」に改めるものです。

その下、住民票記載事項証明、次の枠2つ飛ばして、身分に関する証明、次の埋火葬に関する証明についても、件数区分を「1枚につき」から「1通につき」に改め、手数料額については、同様の「200円」から「300円」に改正するものであります。

その下ですね、下から3番目の枠になりますが、住民基本台帳の一部の写し（電子計算機により作成したもの）の閲覧、1件につき現行では「100円」でございますが、改正後については「200円」に改正するものであります。

3ページの一番下になります。公文書、公簿等の謄抄本の交付又は閲覧については、同様に手数料額について、「200円」から「300円」に改正するものであります。

続いて、4ページに移りまして、一番上の枠、もとななる法律の名称の改正があったため、手数料の種類が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付」に改正するものであります。

次に、1つ枠を飛ばして、農地台帳の一部閲覧、その下、農地台帳記録事項要約書の交付については、同様に手数料額について、「200円」から「300円」に改正するものであります。

その下、下から2つ目の枠になりますが、農地法転用許可済に関する標示板の交付については、現行では「300円」ですが、改正後においては「400円」に改正するものであります。

一番下の枠、その他の証明等についても、件数区分を「1枚につき」から「1通につき」に改め、手数料額については同様の「200円」から「300円」に改正するものでございます。

議案書22ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和2年3月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） こちらは、財源確保でのお話だと思うんですけども、コンビニ交付もありますので。

こちらは、金額を上げることによりまして、どの程度の金額が増減があるのか、また、航空写真の地図の交付、こちらも新しく加わっていますので、これは年間大体どれくらいのことを想定しているのか、お答えください。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） まず、第1点目の今回の見直しによってどのくらい増となるのかというところでございますが、まず平成30年度の証明書発行ベースをもとに積算をしますと、町民生活課のほうで発行している分で約260万円、それから税証明関係の分が約82万円ということで、合わせて340万円ほど増収が見込めるということでございます。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 航空写真地番図の関係でございますが、平成30年度の見込み額からしますと、116件ほど交付しておりますので、現行、地番図の地図の写しということで今300円で取っているところ、今回450円に上げることで1万7,400円ほど増と考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。森 義洋議員。

11番（森 義洋君） この航空写真の金額、450円でございますが、この450円の算出の根拠はどういうことで450円になったのか、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 航空写真地番図の交付につきましては、図面の写しの作成で、先ほど言ったとおり、公図の写し等と同じ300円で交付していたところでございますが、航空写真等の撮影やシステムに係る物件費等を勘案しまして、また人件費を勘案しまして改めて費用を算出したところ、1件当たり発行する費用が大体約500円ほどかかるということで、また近隣自治体のほうを調査したところ、山元町が450円で交付しているということを踏まえまして、今回450円に改めるものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 1点お伺いしたいんですが、コンビニ交付、要するにコンビニに対するいわゆる手数料だね、コンビニに払う手数料。今回これだけ、50%ぐらい上がるような格好になるけれども、コンビニに対する手数料というのはどのくらい払う形になるのか、お願いします。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） コンビニのほうに支払う1通当たりの手数料は、117円ということになります。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） そうすると、結構な額になるというふうに思うんだけど、コンビニの普及率といいますか、今現在のマイナンバーの普及率、これが13%ほどでしたよね、たしか。13%かな、そのくらいの方しか使えないという形になるわけなんだけど、非常にそういうふうな意味でいうと効率的ではないんじゃないかなと、コスト的にそういうふうに思うんだけど、それはいかがですか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） マイナンバーカードが交付率が低いということで、結果としてこちらのコンビニ交付の利用率も低いのではないかとということですが、今年度導入する理由といたしましては2点ほどございまして、まず導入に係る費用面、こちらについて、今年度までにコンビニ交付のほうを導入しますと、証明書発行に必要なシステムの導入費、あとはこのサービスを運営するための経費、



これらについて導入した年から3年間、2分の1交付税措置されるということで、3年間のトータルにしますと約1,850万円ほど経費を節減することができます。

あともう一つが、カードの交付率向上ということで、今現在交付率が低いというお話でしたが、やはり今カードを持っていてもなかなか使う場面がなくて、そういったことから全国的にカードの普及率が低いということで、本町においては、コンビニ交付サービスを導入することによってカードを持つメリットをつくって、これをカードの交付率の向上につなげていきたいということで今回導入するものでございます。

ですので、これは町民の利便性向上のためのサービスですので、今後、カードの普及率を向上させ、多くの方に利用していただくために、このサービスの開始と内容について、周知、PRをして普及率の向上に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに。（「もう1点だけ」の声あり）大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） まあ、わかることはわかるんだけど、最後に1つ、1点だけ申し上げたいのは、マイナンバーでやるというような形になるんだけど、そのことによって一番心配なのは、マイナンバーの情報漏洩とかという問題も出てくるわけですよね、今度ね。そういったことも含めて、対策か何か考えているのかどうか、その辺だけ。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 情報の漏洩ということなんですけれども、コンビニ交付サービスというのは、こちらについてはJ-LISという機関のほうでやっているサービスなんですけれども、証明書発行に当たって、コンビニの多機能端末機と、J-LISの証明書発行センターと、あとは町の証明書発行サーバーをつなぐことになるんですけれども、こちらの接続に関しましては、まずコンビニの多機能端末機とJ-LISの証明書発行サーバーのほうについては専用回線でつながれております。また、証明書発行センターと町の証明書の発行サーバーについてはL-GWANというかなり高度な回線で接続されておまして、現在、全国で650の自治体で既にコンビニ交付を実施しておりますが、情報漏洩とかこういった問題は発生していない状況でありますので、本町においても情報の漏洩ということはないというふうに認識しております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第96号 亘理町手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 亘理町手数料条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時15分といたします。休憩。

午前11時07分 休憩

午前11時14分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第97号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第97号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第97号についてご説明を申し上げます。

議案書23ページをお開き願いたいと思います。

議案第97号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され

まして、災害援護資金の償還金の支払い猶予の明確化、償還免除の対象範囲が拡大されたものと、災害で亡くなった方の遺族または重度の傷害を負った方に支払われる傷害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する機関を条例の定めるところにより設置するものとされたことから、今回それにあわせて改正を行うものであります。

新旧対照表を使ってご説明をさせていただきますので、新旧対照表5ページをお開きいただきたいと思います。

第15条第3項の改正でございますが、これまで災害援護資金の償還金の支払い猶予については、法施行令において規定されておりましたが、法律で明確化することで、新たに法第13条として規定をされたものでございます。

また、改正前の法第13条第1項につきましては、償還金免除を規定しておりましたが、法第13条の新設によりまして法第14条として条が繰り下がり、免除理由としてこれまで死亡や重度障害の場合が規定されておりましたが、これに破産等の手続の開始決定を受けたときも対象とすることが追加されたものでございます。

第16条につきましては、償還金の支払い猶予、償還免除の判断に必要なときは、借受人等に収入や資産の状況について報告を求めることができるということを定めたものになっております。令第8条、第9条、第12条につきましては、それぞれ、一時償還、違約金、償還金の支払い猶予に関する規定で、法改正に伴いまして条番号等が整理されたものでございます。

続きまして、第16条の次に「第5章 雑則」を加えまして、第17条、支給審査委員会ということで、第1項といたしまして、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する支給審査委員会の設置を規定するものでございます。第2項につきましては、委員会の構成、第3項は委員の委任、これは6ページになりますが、第4項は規則を設けることを定めるというものでございます。

それでは、議案書24ページにお戻りいただきまして、施行日でございます。附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第3項の改正規定は、令和元年8月1日から適用するというものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第97号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第98号 下水道事業への地方公営企業法適用に伴う関係  
条例の整備に関する条例

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第98号 下水道事業への地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第98号 下水道事業への地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、総務省からの要請によりまして、人口3万人以上の下水道事業体への地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の適用に関し、平成27年度より準備を行ってまいりましたけれども、令和2年4月1日から公共下水道事業に同法の全部を適用したいため、現行の亶理町水道事業の設置等に関する条例のほか、関係条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書は25ページ、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表は7ページをお開き願います。

まず、第1条、亶理町情報公開条例におきまして、第2条第1項中の、現行では「水道」を「下水道事業」に改めるものでございます。

新旧対照表8ページ、第2条、亶理町個人情報保護条例におきまして、第2条第6号中の、こちらも現行の「水道」を「上下水道」に改めるものでございます。

続きまして、9ページ、第3条、亶理町職員定数条例におきまして、第2条第1号中、現行の「267人」を「260人」に改めるほか、同条第7号中、現行の「水道」を「上下水道」に、それから現行の「9人」を「16人」に改めるものであります。

続きまして、新旧対照表10ページ、第4条、「亶理町水道事業の設置等に関する条例」におきまして、まず題名を「亶理町上下水道の設置等に関する条例」に改正するものであります。

第1条の見出し中、現行の「水道」を「上下水道」に改め、同条に第2項といたしまして次の1項を加えるものであります。

第2項 町の環境衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

(法の適用)、第1条の2 地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき、下水道の事業に法の規定の全部を適用する。

第2条第1項中、現行の「水道」を「上下水道」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改めるものであります。

第2項 水道事業の給水区域等は次のとおりとする。第1号、給水区域は、亶理町全域とする。第2号、給水人口は、3万9,000人とする。第3号、一日最大給水量は、1万8,300立法メートルとする。

第3項 下水道事業の処理区域等は、次のとおりとする。11ページになりますけれども、第1号、計画区域は、1,160.2ヘクタールとする。第2号、計画処理人口は、2万4,386人とする。第3号、計画1日最大排水量は、1万747立法メートルとする。

第2条第4項を削りまして、第3条第1項中、「地方公営企業法」を「法」に、「地方公営企業法施行令」を「政令」に、現行の「水道」を「上下水道」に改めるほか、同条第2項中、現行の「水道」を「上下水道」に改めるものであります。

それから、第4条中、こちらも現行「水道」を「上下水道」に改め、こちらは語句の改正ですけれども、「売払」の次に「い」を加え、「買入」の次に「れ」を加えてそれぞれ改正するものでございます。

12ページ、第5条、第6条、第7条第1項及び第2項第3号中、現行の「水道」

を「上下水道」に改めるものであります。

いずれも、今回の改正につきましては、これまであった水道の条例の中に、いわゆる下水道の条例文を書き加えたというようなところでございます。

議案書27ページへ戻っていただきます。

第5条、亘理町公共下水道事業特別会計条例、こちらについては廃止すると。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） ただいまのご説明の中で、人口3万人以上の下水道事業体が公営企業法を適用されると。大きな改正、時間と内容であります。特別会計から企業会計に移行することにより、新たな会計処理、複式簿記等、企業会計になっていくわけなのですが、この新たな会計処理を行うことによって、これからの下水道事業運営というのはどのような形で変わっていくのか、まず簡単に、具体的にご説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） まず、会計処理自体につきましては、これまでの水道会計でも企業会計を行っておりましたので、それに準ずる形で会計の事務につきましては行っていくというところでございます。

それから、今後の展開というか展望なんですけれども、これまでの下水道事業におきまして、いわゆる管路の整備、あるいは水路の整備を行ってきたわけですが、こちらの固定資産を今全て把握して、それらの減価償却費を求めて、それを数値化して、今後の維持管理、それから新規というか、老朽化したときの更新の費用等をいわゆる平準化させるというのが最大の目的というところからのこの公営企業化というところになっています。

さらには、他市町との比較を行うことによって、今後、例えば大きな意味で言うところと広域化というような話が出てきたときにも、いろいろな比較ができてくるのかなというふうなことで考えてございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） この新たな会計処理に移行することにより、今ご説明があったことを把握し、透明化を図る、それでもろもろの将来に向けた投資及びランニングコ

ストなどの節減も図っていくというふうなことになるかと思いますが、そこで、今回このような環境整備を行うことによって、今後、施設の老朽化、人口減少などの料金の減少などがもう目の前に迫っているわけです。外部委託、民営化などの条件が整備されていると、されたというふうなことになるわけですか。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 外部委託の条件が整備されたというような表現はどうかと思いますけれども、今までも、公営化、企業化になる前も、そういった検討は当然しております。今後こういったことによりまして、条件というか、まあ、しやすくなったということではないんですけれども、よりその検討に値するというようなことが進めていけるのかなど。あるいは、先ほど言った老朽化の話もありますけれども、今、県のほうで上工下水とかという話もあります。それとは別に、町独自、あるいは近隣の市町も含めて、いろいろな検討は進めているというような状況でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第98号 下水道事業への地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号 下水道事業への地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第99号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度町道築港通1号線外道路改良工事）

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第99号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第99号 工事請負変更契約の締結についてをご説明させていただきます。

議案書の28ページをごらん願います。

本議案は、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、平成30年度町道築港通1号線外道路改良工事です。

請負金額は、変更後金額が9,840万6,020円であり、1,714万7,900円の増額となります。

契約の相手方は、株式会社芦名組です。

請負金額の増額が必要となった主な理由につきましては、次ページ、29ページの資料をごらん願います。

本工事につきましては、荒浜地区災害危険区域土地利用計画に基づき、町道築港通1号線及び町道築港南3号線の改良工事を行うものです。

30ページの位置図をごらんいただきたいのですが、荒浜の防災公園に沿って走る町道が町道築港通1号になります。その築港通1号線から南に走る町道が築港南3号線になり、当初の予定ではこの築港南3号線は町道荒浜築港線に交差するところまでの施工計画で、図でいきますと丸で囲んである荒浜築港線から漁港までのこの部分が翌年度の施工計画となっておりましたが、この交差点を境に道路の幅員が変わってしまうことにより、変則の交差点となってしまうと通行上危険であるということから、今回、来年度計画しておりました工事区間91メートルを延伸し、より安全かつ円滑な通行状況とするため変更を行うものでございます。

29ページの資料にお戻りいただきまして、工事概要になりますが、ただいまご説明いたしました内容によりまして、道路改良工事延長を388メートルから479.4メートルに、91.4メートル延長することに伴いまして、側溝、舗装等についても記載の資料により増工するものでございます。

なお、工期につきましては、令和2年の1月31日から令和2年3月31日に変更



するものであります。

改めまして、30ページ以降に位置図、平面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第99号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） ただいまの説明ですと、交差点部分にふぐあいが生じるということだったんですけれども、この交差点部分にふぐあいが生じるということは、通常、この工事を始める前に予見可能だったかと考えるんですが、その点はどうなんでしょう。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 交差点部分にふぐあいが生じるというご質問ですが、そちらにつきましては、当初から交差点のほうにずれや段差が生じるのはわかっておりましたので、当初工事のほうですりつけの舗装工事は計上してございました。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 当初からわかっていて、それで今回変更工事に対応するという事なんですけれども、この変更金額を見ますと、変更後金額に対しても約1割、変更前からすれば約2割、そして1,000万円を超える変更金額ということなんですけれども、こちらを新たに入札を起こすということではなく、変更にした理由というのは何かあるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） この変更の1割、1,000万円とかそこら辺の関係なんですけれども、次年度以降やろうとしている箇所につきましては、すりつけ舗装をするわけなんですけれども、そのすりつけの舗装を撤去して、また次年度向かっていくということになりますので、その分の経費の面でちょっと不利な点がございまして、今回この事業をやった請負差額が出ておりましたので、74%ぐらいで受注しておりましたので、そこで予算を確保することができましたので、今回その延伸を考えたものでございます。

それで、1割とか1,000万円とかあるんですが、その変更関係につきましては、宮城県の要領を町のほうでは準用しておりましたので、その中には3割以上の変更は

については定めがあるんですが、それ以下については特にないということで、通常の変更と考えて今回変更で増額するものでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ただいまの説明で、変更が3割にならなければ特段規定がないということでお話しいただいたんですが、一番最初のお話からいくと、この交差点部分にふぐあいが生じるのはわかっている、それが翌年度する予定だったんだけど、入札残が生じたので今回一緒に変更したということではあるんですけども、だとすれば、この工事、最初から入札を起こすということで、他者に対してこの入札の機会の確保という面から、もう1本入札を起こすというような議論があったものなのか、なかったものなのか、この点をお願いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 先ほどお話ししたとおり、請負率が74%ということで、かなり低い、低率で受注していただきましたので、工事を同一業者でしたほうが金銭面でかなり有利ということと、あと安全面と工程管理のほうで有利と考えて、このような形をとったものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第99号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第100号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度（復交）鳥の海公園多目的広場整備工事）

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第100号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第100号 工事請負変更契約の締結についてをご説明させていただきます。

議案書の35ページをお開き願います。

本議案は、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事名は、平成30年度（復交）鳥の海公園多目的広場整備工事であります。

請負金額は、変更後金額が3億5,699万5,080円であり、1,244万520円の減額になります。

契約の相手方は、田中建材輸送株式会社です。

請負金額の変更が必要となった主な理由につきましては、隣の36ページの資料をごらんください。

本工事につきましても、荒浜地区における災害危険区域土地利用計画に基づき多目的広場を整備するものですが、事業費を低減すべく、ほかの事業からの残土の受け入れを発注前から継続して行っており、本工事発注後に請負業者にて着手前測量を行ったところ、基盤整備において必要な土量が減となったことから、工事概要に記載のとおり、予定していた盛り土工事等の土量を減とするものでございます。

なお、工期につきましては、変更前に同じであります。

次の37ページ以降に、位置図、計画平面図を添付してございますので、ご参照願います。

以上で、議案第100号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第100号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第101号 字の区域を新たに画することについて

日程第11 議案第102号 字の区域を新たに画することについて

日程第12 議案第103号 字の区域を新たに画することについて

（以上3件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第101号 字の区域を新たに画することについてから、日程第12、議案第103号 字の区域を新たに画することについてまでの以上3件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第101号から議案第103号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第101号 字の区域を新たに画することについてをご説明いたします。

議案書の39ページをお開き願います。

今回の字の区域を新たに画することにつきましては、地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するため、議会の議決を求めるものでございます。

隣の40ページをごらんください。

字の変更を必要とした理由でございますが、当該字の変更区域におきましては、県営吉田西部地区として土地改良事業が施行され、令和2年度中に換地処分を行い事業が完了する予定となっておりますが、換地処分の実施に伴い、圃場整備施

工区域内の字名を変更するものでございます。

議案資料の「合理的にしようとするもの」に関しましては、施行区域内の字名を「字新田」と「字上田」に統一するというものでございます。

事業名は、県営吉田西部地区土地改良事業（区画整理事業）。

根拠法令については、土地改良法第87条です。

施行者は、宮城県になります。

確定年月日及び確定番号については、平成25年6月4日、農村第170号です。

施行区域は、亘理町字上浜街道、上中野地、下中野地、南新田、下浜街道、北新田、芝西、油田の各一部。

亘理町長瀬字下新丁、芝西、柴西、西谷地、新丁西、北谷地、石山の各一部。

亘理町長瀬字豊田、中谷地、上谷地、上新丁、上田の全部。

亘理町吉田字下田、松元、原下、舟入北、成合、畑尻、原添の各一部。

亘理町吉田字五十刈の全部です。

換地処分予定年月は、令和3年3月でございます。

41、42ページには、字名の新旧対照表が、43ページから50ページにつきましては変更調書が、51ページ以降については、農産漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）の位置図及び吉田西部地区の字区域図が添付されておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第101号の説明を終わります。

続きまして、議案第102号 字の区域を新たに画することについてご説明いたします。

議案書の54ページをお開きください。

今回の字の区域を新たに画することにつきましては、地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するため、議会の議決を求めるものでございます。

55ページをごらんください。

字の変更を必要とした理由でございますが、当該字の変更区域におきましては、県営吉田南部地区として土地改良事業が施行され、令和2年度中に換地処分を行い事業が完了する予定となっておりますが、換地処分の実施に伴い、圃場整備施工区域内の字名を変更するものでございます。

議案資料の「合理的にしようとするもの」に関しましては、施行区域内の字名を「字吉田南」に一本化するというものでございます。

事業名は、県営吉田南部地区土地改良事業（区画整理事業）。

根拠法令は、土地改良法第87条です。

施行者は、宮城県。

確定年月日及び確定番号については、平成25年6月4日、農村第171号です。

こちらの施行区域については、亘理町吉田字樋中、江下、境下、樋口、南田、上新田、中新田、南新田の全部。

亘理町八手庭字北田の全部。

亘理町吉田字堰下、堰合、下塚、下新道、大道、堰中、舟入南、下新田、上塚、中新道、上野地、下野地、南野地の各一部。

換地処分予定年月日は、令和3年3月でございます。

こちらにも、56ページには字名の新旧対照表が、57ページから62ページには変更調書、そして63ページ以降については、農産漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）の位置図及び吉田南部地区の字区域図が添付されてございますので、ご参照願います。

以上で、議案第102号の説明を終わります。

続きまして、議案第103号 字の区域を新たに画することについてご説明いたします。

議案書の66ページをお開き願います。

今回の字の区域を新たに画することにつきましては、地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するため、議会の議決を求めるものです。

次の67ページをごらん願います。

字の変更を必要とした理由でございますが、当該字の変更区域におきましては、県営吉田中部地区として土地改良事業が施行され、令和2年度中に換地処分を行い事業が完了する予定となっております。この換地処分の実施に伴い、圃場整備施工区域内の字名を変更するものということになります。

議案資料の「合理的にしようとするもの」、こちらにつきましても、施行区域内の字名を「字吉田中」に一本化するというものでございます。

事業名は、県営吉田中部地区土地改良事業（区画整理事業）。

根拠法令は、土地改良法第87条になります。

施行者は、宮城県。

確定年月日及び確定番号は、平成25年6月4日、農村第172号ということになります。

施行区域につきましては、亘理町逢隈高屋字柴東、柴、谷地中の各一部。

亘理町長瀬字稻荷前、大橋、下釣、中釣、曾根、上釣、大塚、南原の各一部。

亘理町吉田字松元、大塚、小橋の各一部ということになります。

換地処分予定年月は、令和3年の3月でございます。

68ページには、字名の新旧対照表が、69ページから77ページまでが変更調書、そして78ページ以降に、農産漁村地域復興基盤総合整備事業の位置図及び吉田中部地区の字区域図が添付されておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第103号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第101号 字の区域を新たに画することについての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第101号 字の区域を新たに画することについての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号 字の区域を新たに画することについての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 字の区域を新たに画することについての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第102号 字の区域を新たに画することについての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号 字の区域を新たに画することについての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 字の区域を新たに画することについての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号 字の区域を新たに画することについての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号 字の区域を新たに画することについての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第13 議案第104号 公の施設における指定管理者の指定について

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第104号 公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） なお、当局から指定管理者選定委員会の経過について補足説明の申



し出がありますので、これを許可いたします。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 初めに私のほうから、81ページに記載の公の施設における指定管理者の指定についての件について、ご説明させていただきます。

今回の議案第104号の指定管理者の指定につきましては、令和元年8月22日及び10月16日の両日に開催されました亘理町指定管理者選定委員会において審議の結果、指定管理者となる団体が選定され、その内容について答申をいただいていることについて、最初にご報告申し上げます。

以上になります。

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） それでは、議案第104号についてご説明申し上げます。

議案書81ページをお開き願います。

議案第104号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、公の施設の名称でございますが、亘理町逢隈児童館。

指定管理者となる団体につきましては、仙台市太白区茂庭台二丁目15番20号、社会福祉法人宮城県福祉事業協会となります。これまでと同様の法人でございます。

指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3カ年ということになります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第104号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、13時からといたします。休憩。

午前 11時55分 休憩

午後 0時55分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第105号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第5号）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第105号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第105号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

別冊でお配りの補正予算書をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第105号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度亙理町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,828万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億2,029万7,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」によるものとなります。

それでは、初めに歳出からご説明いたしますので、予算書の15、16ページをお開きください。

本日は、項目が多いため、金額の大きいものを中心に説明させていただきます。

初めに、2款総務費でございますが、1項6目、細目3企画事務経費としまして、現在の亘理町総合発展計画につきましては、平成28年度から令和7年度までの10年間を基本構想としており、来年度の令和2年度で前期計画が終了します。そのことから、令和3年度から令和7年度までの後期計画を策定するための委託料、さらには現在、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間として亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定してございますが、今年度で計画期間が終了となることから、現在の計画を1年間延長し、総合発展計画の後期計画と周期を合わせて策定するための委託料として400万円を追加補正するものでございます。

同じく、細目21ふるさと納税推進事業費になりますが、掲載サイトの数をふやすなどの申し込み窓口の拡充や、または返礼品数をふやすなどの取り組みによりまして、ふるさと納税については順調に寄附額が増加していることから、ふるさと納税支援サービス業務委託料等として1億200万円を追加補正するものでございます。

次に、12目、細目8東日本大震災復興交付金基金費になりますが、避難道路整備事業を初めとする平成30年度分の繰り越し事業費の確定に伴い、精算による残額分を復興交付金基金へ戻し入れする必要があることから、積立金として4,746万8,000円を追加補正するものであります。

以上が、2款総務費の主なものでございます。

続きまして、3款民生費をご説明いたしますので、17ページ、18ページをお開き願います。

1項1目、細目5民生委員活動経費において、民生委員協議会補助金7万7,000円を追加補正しておりますが、民生委員の改選により2名増となることから、今回計上したものでございます。

続きまして、19ページ、20ページをお開き願います。

1項3目、細目15後期高齢者医療事務経費につきましては、平成30年度分の精算に伴う後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金481万5,000円を追加補正するほか、保険基盤安定繰出金等として、亘理町後期高齢者医療特別会計への繰出金として241万9,000円を追加補正するものでございます。

1項7目、細目3障害者福祉費につきましては、総額で1,540万8,000円を追加補

正するものですが、障害福祉サービスの利用者の増加から不足見込み額である1,201万1,000円を計上するほか、平成30年度分の障害者自立支援給付費等の精算に伴う返還金及び給付費の不正受給により宮城県から指定取り消し処分を受けた事業所に係る障害福祉サービス費の一部、今回につきましては平成26年度から平成28年度の3カ年分を国・県に返還するための償還金を合わせまして339万7,000円計上したものであります。

次に、2項1目、細目8障害児福祉事業経費につきましては、利用者の増加から障害児施設給付費1,591万2,000円を追加補正するものであり、次ページの3項1目、細目4災害救助経費につきましては、災害援護資金の借受人からことしの4月から9月までに返済を受けた災害援護資金を県に償還するに当たり、繰上償還を受けるなど県に返済する償還金に不足が生じることから、2,638万3,000円を追加補正するものであります。

以上が、3款民生費の主なものになります。

続いて、4款衛生費についてご説明いたします。1項2目、細目7母子保健対策経費につきましては、マイナンバー制度を活用し、本人や保護者が健診結果を政府が運営するオンラインサイト「マイナポータル」で閲覧できるようにすることや、乳幼児健診受診時の情報を市町村間で連携できる仕組みを構築するためのシステム改修委託料として99万円を追加補正するほか、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援策の一つとして、スマートフォンを利用し、本町の子育て支援情報等を集約する子育て支援アプリを導入するための委託料として13万2,000円を追加補正するものです。

6款農林水産業費をご説明いたします。23ページ、24ページをお開き願います。

1項4目、細目3農業振興事務経費につきましては、台風19号に係る経費になりますが、圃場に流入した稲わらを搬出し集積するための委託料として5,000万円を追加するほか、流入した稲わらを拡散、すき込みする土づくり業務委託料として3,000万円を追加補正するものであります。

7款商工費についてご説明いたします。初めに、1項2目、細目3商工振興事務経費についてですが、空き店舗活用推進事業補助金93万6,000円を追加補正するもので、これは既に2件分の申請を受け予算計上していたところ、新たに1件の申し出があったことから追加予算を計上するものであります。

次に、1項3目、細目4観光施設管理経費につきましては、現在、令和2年度からの荒浜海水浴場の再開を目指しておりますが、トイレ等を設置するための給排水設備を整備する工事費として1,720万円追加補正するものであります。

続きまして、8款土木費になります。2項1目、細目4車両管理経費におきましては、重機のホイールローダーについて老朽化したタイヤの交換を行うほか、車両のふぐあい箇所の修繕費等として210万円を追加補正するものです。

次に、2項3目、細目13及び細目20の、次ページになります、社会資本整備総合交付金事業費につきましては、それぞれの社会資本整備交付金事業における令和元年度の交付額の確定に伴いそれぞれ減額するものであり、合わせまして886万7,000円を減額補正するものです。

3項1目、細目4河川整備事業費につきましては、雪穴沢水路の既設スクリーンを改修する工事費として500万円を追加補正するものです。

また、4項2目、細目3公共下水道費につきましては、亘理町公共下水道事業特別会計への繰出金として548万円を追加補正するものです。

続いて、10款教育費についてご説明いたしますので、27ページ、28ページをお開き願います。

2項1目、細目9小学校の施設整備事業費、そして3項1目、細目7、こちらは中学校の施設整備事業費になりますが、町内の各小中学校において早急に修繕が必要な箇所が出てきたことから、児童生徒の安全性等を考慮しまして、小学校費については818万1,000円、中学校費につきましては637万3,000円を追加補正するものであります。

次に、4項3目、細目5文化財保護事業費になりますが、町の指定文化財である大雄寺の亘理領主伊達家歴代墓所の古木、立ち枯れした木になりますが、こちらを伐採するための経費として、古木伐採搬出処理業務委託料152万9,000円を追加補正するものであります。

歳出の最後になります。11款災害復旧費になりますので、29、30ページをお開き願います。

2項1目、細目3公共土木施設災害復旧費につきましては、台風19号の影響による被害の復旧工事等になりますが、雪穴沢上流に堆積した土砂のしゅんせつを行うため、雪穴沢土砂浚渫業務委託料300万円を追加補正するほか、のり面が崩れま

した町道上郡小山線の法面復旧工事費として210万円を追加補正するものであります。

以上が、歳出予算の説明になります。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして、9ページ、10ページをお開き願います。

14款国庫支出金につきましては、初めに1目民生費国庫負担金ですが、歳出における児童福祉費及び社会福祉費の増額に伴い、障害児施設給付費負担金795万6,000円、障害福祉サービス費等負担金600万5,000円を追加補正するものであります。

次に、2項国庫補助金になりますが、8目農林水産業費国庫補助金として、圃場の稲わら処理に係る財源として持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）補助金8,000万円を追加補正するものです。

以上が、14款国庫支出金の主なものになります。

続いて、15款県支出金をご説明します。初めに、1項県負担金になりますが、国庫支出金と同様に児童福祉費及び社会福祉費の県負担分として、障害児施設給付費負担金397万8,000円、障害福祉サービス費等負担金300万2,000円を追加補正するほか、後期高齢者医療保険基盤安定負担金として163万4,000円を追加補正するものです。

次に、2項県補助金をご説明いたします。11ページ、12ページをお願いします。

県補助金につきましては、母子保健に係る情報システム改修事業等の財源として母子保健衛生費補助金94万8,000円を追加補正するほか、土木費県補助金として、申請者の増加に伴うみやぎ木造住宅耐震改修工事助成事業補助金25万円を追加補正するものが主なものでございます。

続きまして、17款寄附金をご説明いたします。寄附金につきましては、歳出補正予算でもご説明しましたとおり、ふるさと納税寄附額が順調に推移していることから、ふるさと納税寄附金を追加補正するものですが、あくまで現在の寄附の状況と昨年度の実績の延べに基づく見込み額ということもございますので、今回については、歳入補正予算につきましては歳出と同額の1億200万円として追加補正するものでございます。

続いて、18款繰入金につきましては、1項10目、細目1震災復興基金繰入金において、役場庁舎の移転に伴う町道などの庁舎案内標識板の移設整備費用及び荒浜

海水浴場開設に伴う給排水施設の整備費用として東日本大震災復興基金交付金繰入金1,830万円を追加補正するほか、今回の補正の調整財源としまして財政調整基金を3,578万4,000円追加補正するものです。

続きまして、20款諸収入についてご説明申し上げます。諸収入につきましては、3項1目6節災害援護資金貸付金元金収入として2,636万5,000円を追加補正するもののほか、次ページとなりますが、4項1目8節福祉雑入として、障害福祉サービス費不正受給に係る事業所からの返還金として2,317万8,000円を追加補正するものです。

続いて、21款町債についてご説明いたします。町債につきましては、1項4目1節道路整備事業債において、社会資本整備総合交付金事業費の確定に伴う減額により町道新設改良事業債210万円を減額補正するもののほか、今回の台風19号の影響による各施設の災害復旧事業の財源として、7目1節農業施設災害復旧事業債1,200万円、2節林業施設災害復旧事業債260万円、3節公共土木施設災害復旧事業債3,040万円をそれぞれ追加補正するものです。

以上が、歳入予算の主な内容でございます。

続きまして、第2表 債務負担行為補正についてご説明いたしますので、戻りまして4ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為補正ですが、債務負担行為の追加につきましては、歳出予算でご説明いたしました第5次互理町総合発展計画後期計画及び互理町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務委託において、令和2年度における限度額900万円を設定を行うほか、令和元年度から令和2年度までの2カ年で事業を実施しなければならない事業の限度額設定について、町道橋本堀添線道路改良工事については1億8,000万円、互理町防災備蓄倉庫建設工事監理等業務委託が550万円、互理町防災備蓄倉庫建設工事が3億6,529万円としてそれぞれ設定するものであります。

最後に、第3表 地方債補正についてご説明いたします。

こちらは、先ほど歳入の町債でもご説明申し上げましたが、初めに、地方債の追加につきましては、台風19号の影響に伴う災害復旧費の財源として、農業施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業に係る借入限度額について、総額4,500万円を追加設定するものであります。起債の方法、利率、

償還の方法については、記載のとおりになります。

次に、地方債の変更になりますが、社会資本整備交付金事業の事業費の確定に伴い、道路整備事業債について2億3,820万円としていた借入限度額を2億3,610万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は、変更前と同じであります。

以上で、議案第100号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番高野 進議員。

3番（高野 進君） ページは13ページでございます。20款の4項雑入の件です。14ページも入ります。福祉雑入、障害福祉サービス費返還金、2,317万8,000円。これは、今回の町長の提案理由によれば、不正受給にかかわる事業所からの返還金ということで記載されております。これについてですが、事のてんまつを説明願います。それと同時に、この金額2,317万8,000円、いつごろ入金されるのか、町の持ち出しはなかったのか。以上、とりあえずまず質問いたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この福祉雑入につきましては、先ほど企画財政課長も申し上げましたとおり、障害者の就労支援事業所を運営する名取市と亙理町にある法人、この2つの法人が、職員数の水増し、それと勤務実態のない職員が勤めていると偽ったことによりまして給付費を不正に受給していたというようなことになり、県のほうから障害者福祉サービス事業所の指定が取り消されたというものでございます。この不正に受給していました給付費について、町のほうから支出をしていましたので、この不正受給に係る給付費について、2つの事業所に請求を出して返還を求めるものでございます。

それにつきまして、まず給付不正分でございますが、これが1,655万円ありました。この分につきましては、不正に受給していたというような金額でございまして、それのほかに障害者総合支援法という法律の規定で、この不正に受給した金額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができるというような規定がありますので、40%を乗じて得た額、662万2,000円ほどになるんですが、それも合わせて町に返還させるということで請求をしたものでございます。

いつごろこれは入るのかというようなご質問でございますが、現在この法人につ



きましては、弁護士を立てて破産手続をしているというような状況でございまして、今破産の手続をしているところでございますので、いつこの金額が入るかということは不明でありますけれども、破産というふうになれば、この金額を返還させるというのはなかなか厳しい状況になるのではないかとというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 先ほど、持ち出しは幾らになりますかということで。（「はい」の声あり）。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 失礼しました。持ち出し分については、先ほど給付費というようなことでお話しさせていただきました1,655万5,000円というふうになります。（「ちょっと、じゃあ、はい」の声あり）

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） これ、質問に入るのかな。持ち出しは幾らかと聞いているわけなんですけど、ちょっと納得できないですね。いつ入金かもわからないということ。破産手続ということになれば、残った資産を債権者で均等というか割合で分割する。ということは、ここに計上するそのものもちょっと不思議だなと、補正予算、これ、感想を述べておきます、おかしいなど。あと、答弁あれば、してください。

問題は、町で立てかえ払いしたと、単純になるわけですが、それでこの業者、スプリント互理センターですね、法人名は株式会社ライカム。これらの手続関係なんですけど、一般的に詐欺行為と、不正請求ということになるわけです。これは刑事の問題というか、捜査の問題に入ると思うんですけど、それらがまず落ち着いたのかどうか、刑が、刑というか、決まったのかどうか。

それと、これに加担した、言葉悪いですが、共謀したほかの業者がいるのかどうか。違ったら言ってください。これについて答弁願います。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まず1点目に、補正に金額を計上するのは変ではないかというようにお話なんですけど、これにつきましては、町のほうで事業者に請求を出しましたので、その時点で町のほうへ債権が発生するというようなことで、これについては補正に計上しなくてはいけないというようなことになります。

それと、刑事告訴の話なんですけど、これにつきましては、前に新聞報道でもありましたとおり、この指定につきましては県の指定というふうになりますので、県のほうが宮城県警と今協議して、刑事告訴をするかどうかというのは協議中だというふうなところでございます。

このほかに共謀している業者があるかどうかというふうなところですが、その情報については県のほうから来ておりませんので、今のところは共謀はないのかなというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 最後の質問になります。3 問目です。再発防止の対応ということでございますが、今後は宮城県と協力して云々でございます。町ではその前にチェックはできなかったのかどうか。いわゆるメッセンジャーボーイ的な感じがします。町では、来たからやった、ああ、やったから来たよね。かといって、町では立てかえ払いです。言葉悪いですが、しているわけ。そういうところでチェック体制はどうなっているのか、今後の対応も伺います。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まず、チェック体制の話なんですけど、これはあくまで県のほうの指定というようなことで、県のほうで3年に1回、実施指導が入るということで、人的配置等はその実施指導のときにチェックするというようなことになっております。

また、給付費の請求でございますが、給付費については、まず事業者がサービスを提供した分というようなことで、その請求は国民健康保険連合会のほうに一度請求します。それで、国保連のほうでその請求が大丈夫なのかどうかということで審査をして、町のほうに請求が来ると。町のほうからその分を国保連のほうに支払って、国保連のほうから事業所に支払うというふうな流れにはなるんですが、国保連で審査するときに、県からのその事業所の情報で審査しますので、県からの情報が適正だと、その事業所の運営が適正だというふうな情報であれば、そこについては審査をしないで、審査をしないというか、正当だというようなことで町のほうに請求をよこしますので、その請求については町のほうではチェックなくて、そのまま支出するというふうなところでございます。

今後の対応でございますが、今後はこのような不正がないように、県のほうと協

力をしまして、町内の障害福祉サービス事業所に対しまして、法令順守の徹底、それと事業経営の透明性の確保というようなことで、集団的な指導なり個別的な指導を重ねていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 24ページ下段の観光施設管理経費ですね、工事請負費、荒浜海水浴場給水管及び排水管工事1,720万円。仙南唯一の海水浴場がオープンするというところで、まあ、よかったなというふうに思います。

そこで、今回の給排水工事、あの砂浜の前には7.2メートルの防潮堤がありますね。そして、その隣には10メートルの丘、緩衝緑地がございます。どのように、どういうふうに給排水管を布設するのか、この辺の概要を説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、お答え申し上げます。

海水浴場、以前は堤防を越えて砂浜のほうに水道を引っ張られておりました。実は、あの水道につきましては、海の家の出店者の方が自前で引っ張ったものを活用していたということでございます。

今回のこの上下水の給排水の設備の工事でございますけれども、海のほうには持っていきませんので、砂浜が大分狭くなっており、あそこに海の家を設置するのはほぼ不可能に考えておりますので、堤防の西側ですね、つまり海側ではなくて堤防の下のところまでを工事するというふうに考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 砂浜のほうに設置するのかというふうに想定していましたが、そうしますと、9年ぶりの荒浜海水浴場設置と。震災前からもう状況が一変しているというふうなことであります。

そうしますと、海の家については、その西側に設置するというふうなことで今説明がございましたが、やっぱり一番重要なのは救急救命、レスキューですね。津波の苦い思い出というようなものがある以上は、やはり万全を期していかないとというふうなことは当然のことであると思います。その救急救命に対しての対応をどのように考えているのか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） まず、海水浴場を開設する際には、その期間中ですけれども、必ず救命員といえますか、監視員をあそこに置きます。それについては、万全の対策を持って臨みたいとは思っております。

あと、もしそこでけが人なり、または溺れたとかそういった場合の救急搬送については、一番南側の堤防の切れたところから車が入れるようになりまして、今度、県の工事で今実際にもうやっておりますけれども、堤防の東側、つまり海側のほうですね、堤防の下のところを7メートル幅のコンクリートで道路ができるようになります。そのところを車が走れますので、そういった搬送関係は万全だと考えております。以上です。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 最後ですが、28ページの上段の子どもの心のケアハウス運営事業経費、新年度の新規の事業の一つというようなことでありますが、今回、その消耗品費と備品費を組み替えしております。三月を残すところでの消耗品費の手当というふうなことでございますが、この組み替え理由と消耗品費の支出理由を、まず一点ご説明をお願いします。

そして、もう一点なんです、現在のケアされている児童生徒、通所している児童生徒の人数ですね、そして今日までの運営状況をご説明をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 組み替え理由ですが、開所当初は、役場庁舎オープンと同時に教育委員会が全部動いていきますので、その公民館に実は、今は役場の北側のほうに借家しておりますけれども、当初はその公民館のほうに持っていくというような考えで、一応備品として公民館で使うものを今押さえておいたんですが、いろいろやっているうちに、もし公民館に行った場合に、今通所している子供たちがですね、例えば公民館ですといろいろな人が出入りします、そうした場合に子供が落ち着いてそこで授業ができるかということがありまして、それでは公民館じゃなくて今のままのところでいいでしょうということで、必要なくなった備品がございますので、その分に対して今度いろいろ消耗品が出てきますので、そこで組み替えたというようなことでございます。

それから、通所している方は、今現在登録されているのが11名います。この方々が今通所しております。状況としては、一応11名の方がいらっしゃるんですが、

ただ、まだ完全に学校へ復帰できるような状況ではないと、あくまでもやっぱり不登校の対象でございますので、やはりスモールステップで、徐々に徐々にというような形で今現状至っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 1点目ですけれども、16ページ、2款1項6目の3、第5次亙理町総合発展計画後期計画及び亙理町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務委託ですけれども、この中で、いわゆる住民の声ですよね。これを反映していかなければならないのではないかと思うんですけども、その辺の具体策があれば教えていただきたい。

それから、2つ目ですけれども、20ページの中ほどにある3款1項7目の3、障害者福祉費のところの障害福祉サービスですね。これの増加したサービスというふうなことを言っていたんですけども、この増加したサービスというのはどういうものなのかお聞きしたい。

それから、22ページ、真ん中ころの4款1項2目の7、子育て支援アプリ導入業務委託料、これも切れ目のない施策というふうに言っているんですが、これの具体的内容はどのようなものなのか。以上です。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、ご質問の1点目になります。企画事務経費のそれぞれの委託、総合計画、そしてまち・ひと・しごと創生総合戦略の委託料に住民の声ということで今お話しありましたけれども、一応、こちらを進めるに当たりまして、まず住民のアンケートといったものを想定してございます。その結果をもって審議会のほうで、委員会のほうで審議いただきまして、最終的には住民の方のパブリックコメントといったものも想定して、住民の声を反映させようということで現在のところ考えております。以上になります。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 障害者福祉費の中で、どのような障害の福祉サービスになるのかというようなことですが、こちらについては、まず居宅介護と、施設入所、いろいろあるんですが、あとは短期入所、あと就労意向支援だったり就労継続支援、このような障害者に対するサービスの利用者がふえているというところで、今回このような増額の補正というふうになるものでございます。以上

でございます。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 子育て支援アプリ導入業務のほうですけれども、今現在、スマートフォンの普及率が大変高くなってきております。特に子育て世代も含めた若い世代におきましては非常に高くなっている状況を踏まえまして、国のほうで推奨しておりますスマートフォンを利用した子育て支援アプリを導入するものでございます。

目的は、その名のとおりなんですけど、今現在ウェブで拡散しております、散らばっております子育て情報を互理町版として子育て支援アプリを使用することによってできる限り集約して、助成制度、もしくは予防接種など、複雑化するものを一元化するような取り組みでアプリを導入させてもらいたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） わかりました。では次、24ページなんですけど、6款1項4目の3、農業振興事務経費、これの中の委託料ですよ、稲わらと土づくりというのがあるんですけど、それぞれの委託先をちょっと教えていただきたい。

あと、その下にある7款1項3目の先ほどお話が出た給排水施設、海水浴場の給排水設備なんですけど、給排水の布設工事の項目があるんですけど、これは具体的に、シャワー室とかそういうふうな海水浴のための設備関係、これの計画というのはどうなっているのかお聞きしたい。とりあえずそこまで。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 農業振興費の稲わら搬出委託と土づくり業務委託、こちらの両方ともなんですけど、共通しておりますが、委託先は実行組合ですとか営農組合、そういう方、もしくは個人の農家、もしくは法人といった、そういう農業者でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 海水浴場の給排水の工事でございますけれども、この工事につきましても、あくまでも給排水の管の工事ということで、シャワー室とかトイレとかの上物につきましても別のものになるかと思っております。観光協会のほうが運営しますので、そちらのほうで完全に固定的なものをつくるか、もしくはレンタ

ルになるかというのは今後の検討でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 最後ですけれども、そうすると、具体的な時期だよね、それをちょっと教えてほしいんですが。

それから、最後になりますけれども、26ページ、9款、一番下ですね、防災対策経費の中ですけれども、その中の木造住宅耐震改修工事の助成事業補助金があるんですが、ことしの件数をまず教えていただきたいのと、それからこれは前に私も何回も言いましたけれども、なかなか促進策というか、なかなか進んでいなくて、年に1回、2回、2件というような格好だと思えますよ。その促進策というのをどう考えているかというふうなことをお聞きをしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） シャワー室等の設置の時期ということによろしいんでしょうか。来年の7月の月上旬か、もしくは中旬をオープンということで考えておりますので、当然、新年度予算ということでの考えではおるんですが、いろいろ今提案をいただいている企業等ございまして、町のほうで直接運営するのはなかなか難しいものですので、今民間の力をちょっと活用しようかなということもございまして、そちらの企業ともいろいろ話しながら、海水浴場のオープンに向けて間に合うような形で設置したいと考えています。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 木造住宅の耐震工事関係ですが、当初のほうでは3件見ておりました、申し込みがいっぱいになりましたので、今回新たに1件追加するというところでございます。

その普及にかかわりましては、前段のほうで耐震診断を受けていただきたいということで、こちらは当初は12棟計画しておりました、今のところ実績としては6棟でございます。こちらにつきましては、地区を決めまして、ローラー作戦ということで職員が各家庭を戸別訪問して、説明して回っているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 23ページの8款2項1目の4節車両管理経費で、先日、町長の提案理由では、老朽化したタイヤの購入費ということをおっしゃってございましたけれども、

この老朽化したタイヤは何年ぐらいになって老朽化というのか、その辺を伺います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 何回か交換しているんですが、ショベル自体が平成11年に納入したショベルで、すり減るまで、限界までずっと使ってきたわけですが、本来、今年度、メーカーのほうからはそろそろ交換時期ですよということがあったんですが、もう1年使うということで使っていたんですが、途中で1本パンクしている状態で、通常の業務に支障がありますので今回交換するもので、ちょっとその過去何年というところまでは調べてございません。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） わかりました。それから、もう1点お聞きしたいんですが、27ページの10款2項1目の15節工事請負費で、吉田小学校体育館音響設備更新工事外5件とあります。この5件、1件ずつちょっと教えていただきたいのと、金額も教えてください。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 小学校のほうですが、まず一つが、長瀬小学校の校門の入り口のドアが強風でレールがちょっとねじ曲がったというような状況がございまして、その補修工事が15万円。

それから、亘理小学校の昇降口の壁に亀裂が入っておりますので、落下防止のための工事が60万円。

それから、荒浜小学校体育館の照明灯修繕が190万円。

それから、荒浜小学校の高架水槽のトラップ、要は高架水槽に上るはしごですね、これが定期点検の際に、ちょっとさびついてとれるんじゃないかというようなことがございましたので、それらのトラップの交換が133万1,000円でございます。

それから、吉田小学校の体育館の音響設備が全部だめになりましたので、この交換工事が320万円。

それから、逢隈小学校のエレベーターなんですが、これも定期点検の際に、基盤を交換しなきゃいけないというようなことが言われましたので、それで交換工事が一応100万円ほど見ております。

合計で818万1,000円というところでございます。以上です。



議長（佐藤 實君） ほかに。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 22ページ、3款3項1目の災害救助経費でございます。説明ですと、災害援助資金の貸付金の償還金ということでの計上が2,600万円ほどあるわけです。

この貸し付けについては、住宅半壊ですと270万円、全壊ですと350万円という限度額がありまして、償還期間、据え置きを含んで貸し付けの日から13年で返済をするということになっております。今現在9年目になって、残り4年で完済ということになるわけでございますが、今回の2,600万円に対して何人が、何件が返済されて、計画どおりの返済になっているのかどうかをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 今回、3月末までに借り受けしております、県のほうに返すというようなこととなりますが、その3月に返す件数でございますが、約定分としまして80件、それと繰上償還が27件、あと分割で払っていただいている件数もありますので、それが124件、合わせますと231件分を3月末に県のほうに償還するというようなこととなります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） それで、今回、災害弔慰金の支給等の条例、一部改正があったわけです。その中で、償還金の支払い猶予とか償還金免除の部分が出てきたわけでございますが、死亡、重度障害等々になった方は何人ぐらいおられるわけですか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 障害のほうにつきましては、今回条例にかけたのは審査会で審査するというようなことでかけておりまして、それにつきましては、死亡は関連死を審査するというようなことになっております。

それで、その関連死につきましては、この審査会で審査した結果、認定されているのが14件で、障害見舞金に該当したのは1件、1人というようなことになっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） この償還金の中で、猶予、免除された方というのは今の件数なんですかね。これは別な、審査会での受け付けということで今聞いたわけですがけれども、この中で免除、亡くなられている、亡くなられた場合は、もう免除されるわけですよ。そこのところ。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 弔慰金と援護資金については、ちょっと別物だということでお考えいただきたいと思います。援護資金は借りた方が何人いるか、弔慰金のほうは亡くなった方が何人ということ、今回、援護資金貸付を行っているのが290件ありまして、その中で償還免除、借りている方で亡くなった方につきましては、4件の方がお亡くなりになりまして、4件の方を償還免除というふうになっているところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） ふるさと納税のことで聞きます。16ページと、歳入は……、歳入もありますね、同じ金額が、歳入で1億200万円、そして業務委託料で1億200万円、そしてふるさと納税の総額が約2億円の収入を見ているようですけども、今回、1億200万円の業務委託料を出すと、歳入のうちの約半分は業務委託料だと。多分、当初予算にも組んでいると思うんです、事業費。

そうした場合、2億円の歳入、これは自主財源として本当に重要な財源なので、今後ますますこれを力を入れてやっていただきたいと思いますが、自主財源の2億円のうちの経費として見るものが半分以上出てくると、そのような形の業務形態というのがいいのか悪いのかというのは若干ありますけれども、業務する委託の相手はどのようなところに委託して、どのような業務、それに対して町職員はどのようなかわり方をするかと。というと、その業務先の業務内容に職員がいかにかかわれるかと。そうしないと、丸投げのような形になって、職員が知らないうちに業者がばんばんいろいろなことをやっていって、歳入はふえる、だけれども経費もふえる、そういうような形にならないように、やっぱり業務内容に職員がかかわると。

前の課の設置条例のときにも町長にお話ししたように、課の設置条例、企画財政課にはふるさと納税班もないし係長もないと、何かそういう意味の班とね、それで本当にふるさと納税を本気でやれるのかというような話を町長にしたと思いますが、その本気度というのは、そういう面で業者に委託して、それで業者がいろいろ上げてくればいいのかという問題ではなくて、町の姿勢としていろいろこの業者にアドバイスしてやっていかないと、職員全体が自主財源であるふるさと納税にどのような意識を持つかということ認識させないとだめだと思う

んですね。

町長に答えてもらうけれども、そういう面として、業務委託ばかりが進んでいって内部が進まないのでは、納税に対する思想が、職員の中に認識不足になって、任せておけばいいやという話になってしまうのね。その辺、町長はどのようなふうを考えているかと。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ふるさと納税の件でございますが、返礼品が約3割近くございます。

そのほかに送料もございます。それを残した部分は委託しておりますけれども、基本的にページに載せているのはうちの職員でございます。確かに何社かに今載せてはおるんですが、そこを間借りしているといいますか、そのページを間借りしているような状態で、つくり込みなんかは向こうにお願いすることもあります。商品を選んで掲載しているのはあくまでも亙理町の職員でございます。そういう形で、丸投げとかそういうわけじゃなくて、商品を選んだりそういうのは確実にこちらの職員のほうでさせていただいて、自発的に内部の職員のほうで動いていただいて、だんだんいい結果になってきたのかなと私も思っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今、町長の話では、職員がかかわって、いろいろな返礼品などそういうものの選定・選考に関与しているんだというような話ですけれども、実際に誰がやって、どういう命令で動いているのかと。指揮系統は企画財政課長だと思うけれども、その下に何という係で人がそこにかかわっているのか、その辺もわからないんです。

そういう面で、やっぱりしっかりした、ふるさと納税というのは自主財源の主な、本当にこれからこれを強化して行って歳入不足を補っていくというその気構えというのは、やっぱりそれだけの気構えを見せるような、班長でも副班長でも置いてこの業者を指導していくと、そういう姿勢が町長には必要だと思うのね。その辺、ぜひやっていただきたいと思うんですけれども、どうですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在のところ、企画財政課の財務班の管財のほうを担当させていただいております。その職員に対しまして、課長からの命令で動きますし、私たちが

んかも見せておりました、私もよくページのほうをチェックをしておりますけれども、新しく本年度であれば温泉とか、あと民宿施設とか、そういうところの宿泊なんかも追加をしまして、そういう出品していただけるかどうかの交渉はうちの職員が全部やっておりますので。

ただ、やはり議員ご指摘のように、今後とも自主財源として、まず5割近くの自主財源と積み上がっていくものですから、それはいろいろな交付金とかに比べるとはるかにいいような形になりますので、今後ともそういう主になるように、なるべく近づけてまいりますように努力していきたいと思っております。ありがとうございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。（「3番」の声あり）終わったでしょう。（「別なことで」の声あり）だめです。終わりです。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第105号 令和元年度亶理町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号 令和元年度亶理町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第106号 令和元年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第106号 令和元年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 議案第106号 令和元年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず初めに、別冊の令和元年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）をご準備いただき、1ページをお開き願います。

議案第106号 令和元年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,397万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに歳出よりご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

今回の歳出の補正の1点目ですが、令和2年1月から稼動する住民情報システムの変更に伴い、国民健康保険被保険者証や納税通知書等の様式も変更になりますので、1款1項1目の一般管理費及び1款2項1目の賦課徴収費の印刷製本費にそれぞれ、57万5,000円、33万3,000円を追加補正するものでございます。

2点目になりますが、1款1項1目の一般管理費の委託料ですが、医療機関が個人番号、マイナンバーを活用して各医療保険の資格等をオンラインで確認する仕組みが令和2年の10月から導入されるのに当たりまして、全国一律に市町村国民健康保険の資格管理システムの改修が必要となります。その改修費用として121万円を追加補正するものでございます。

歳出の補正の最後になりますが、6款2項1目の特定健康診査等事業費におきましては、特定健診や保健指導に従事する専門の臨時職員の人件費部分に不足が生じたので、共済組合負担金として1万1,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。

今回の歳入の補正の1点目ですが、3款2項2目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、歳出のオンライン確認等に伴うシステム改修費用が全額国から交付される見込みですので、121万円を追加補正するものでございます。

2点目は、6款1項1目の一般会計繰入金についてですが、国民健康保険特別会計上では、事務費は原則、一般会計繰入金としての財源を確保しますので、今回の歳出の事務費に当たる印刷製本費及び共済組合負担金、合わせて91万9,000円を一般会計繰入金として追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 1点だけですけども、11ページ、今言った、いわゆる保険証などの様式が変わるわけですよ。そうすると、これの周知徹底といいますか、住民に対する周知はどのような形ですか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） こちらにつきましては、庁舎内で印刷する部分の保険証や納税通知書のものなんですけど、大きくそれについて変化するわけではなくて、システムが変わることによって若干の変更が加わります。ただし、その印刷等で文字とかが重なったりしてしまったりとか、そういったものがありますので、改めてシステムの変更により印刷製本費を補正するものでございます。以上です。

（「了解」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第106号 令和元年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号 令和元年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第107号 令和元年度互理町公共下水道事業特別会計

## 補正予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第107号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊でございます、令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算書（第3号）をご準備ください。

1ページをお開きください。

議案第107号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,028万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,885万9,000円とする。

第2条、地方債の補正。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費192万8,000円の増額補正につきましては、公課費で平成30年度分の消費税等の納付額が確定したことにより増額するものでございます。

2目維持管理費100万円の増額補正につきましては、災害時対策用の発動発電機の修理費といたしまして追加補正するものでございます。

2款1項1目、社会資本整備総合交付金、いわゆる交付金事業費の600万円の増額補正につきましては、本年度、こちらの交付金の交付額が当初要望に対し満額決定となったため、それぞれの交付金事業に単独事業費として事業執行調整のため追加補正するものでございます。単独事業費におきましては、避難道路であります町道五十刈線道路改良工事に伴います污水管移設工事費等といたしまして500万円追加補正するものでございます。

13ページをお開きください。

4款1項公債費におきまして、平成30年度債借り入れの利率の確定によりまして、

地方債利子396万8,000円減額補正するものでございます。

次に、戻りまして、歳入についてご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金548万円の追加補正でございますけれども、一般会計からの繰入金の増額というところでございます。

7款1項1目町債、480万円の追加補正ですけれども、公共下水道事業債の増額というところでございます。

次に、地方債の補正についてご説明いたしますので、戻りまして4ページをお開きください。

第2表、地方債補正。変更、公共下水道事業債を社会資本整備事業費で単独事業費の増額に伴い、起債限度額を3億6,560万円から3億7,040万円に、480万円増額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様というところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 12ページの亘理第1-1汚水枝線マンホール蓋更新工事、これは「はらこめしマンホール」なのかというようなことと、あと枚数、この2点だけお願いします。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） こちらにつきましても、先ほど申しましたとおり、補助事業、交付金額が満額ついたことによりまして、当初たしか60枚程度というお話をしていたと思いますけれども、その調整額ということで200万円追加しているものでございまして、プラス何枚ということはちょっと今言えませんが、当初予定した枚数よりは若干ふえるものというところで考えてございます。（「あともう1点、はらこめし」の声あり）

今年度から更新するふたに関しましては、はらこめしのマンホールと。ただ、色つきではございません。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第107号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、14時15分といたします。休憩。

午後2時03分 休憩

午後2時11分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第108号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第108号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第108号についてご説明を申し上げますので、令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算書（第4号）をご準備いただきたいと思います。

初めに、1ページをお開きいただきます。

議案第108号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億705万9,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明いたしますので、12ページ、13ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費につきましては、予算額の増減はございませんが、歳入におきまして国庫補助金が確定したことから、その財源の内訳を変更するものというふうになっております。

1款2項1目賦課徴収費37万3,000円の増額補正につきましては、令和2年1月からの住民情報システムの変更に伴いまして納付書等の様式が変更となるということから補正するものでございます。

2款5項1目高額医療合算介護サービス費65万2,000円の増額補正につきましては、介護保険と医療保険の利用者負担が高額になった場合、その限度額を超えた分について申請により支給することになっておりますが、今年度の給付が増加していることから、実績に基づきまして補正するものでございます。

続きまして、下段から次のページにかけての6款1項1目です。第1号被保険者保険料還付金につきましては、過年度分の過誤納に係ります保険料の還付金に不足が生じる見込みとなったことから、15万円を追加補正するものでございます。

12ページ、13ページに戻っていただきまして、5款1項1目基金積立金につきましては、今回の補正における財源調整ということで、30万2,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

3款1項1目介護給付費負担金13万円の増額、2項1目の3万2,000円の増額補正ですが、これは先ほど歳出で説明申し上げました、保険給付費が増額となったことから、国のルール分として補正するものでございます。

3款2項4目介護保険国庫補助金28万5,000円の増額補正ですが、これは介護保険の制度改正に伴いましてシステムの改修事業に要した費用に対しまして、補助金の交付額が確定したため補正するものでございます。

4款1項1目介護給付費交付金17万6,000円の増、5款1項1目介護給付費負担

金8万1,000円の増、8款1項1目介護給付費繰入金8万1,000円の増につきましては、先ほどと同様に歳出で保険給付費が増額となったということから、ルール分としてそれぞれの割合で増額補正するものでございます。

次の10ページでございますが、8款1項4目事務費繰入金につきましては、歳出におけます1款2項1目賦課徴収費の町負担分としまして、8万8,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第108号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第109号 令和元年度わたり温泉鳥の海特別会計補正  
予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第18、議案第109号 令和元年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第109号についてご説明申し上げます。

別冊のわたり温泉鳥の海特別会計補正予算書（第1号）をご用意ください。

議案第109号 令和元年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）につい

て説明いたします。

初めに、1ページをお開きください。

議案第109号 令和元年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ937万4,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目わたり温泉島の海管理運営費でございますが、11節需用費におきまして、5階機械室空調フィルターユニット交換及び施設北側の空調用チラー部品交換の修繕料として71万2,000円を追加補正するほか、19節負担金、補助及び交付金につきましては、3階客室木製デッキの修繕が必要となり、本来は町が実施すべきところではございましたが、施設の運営上早急に対処しなければならなかったため、指定管理者であるホテル佐勘に実施していただき、その工事費負担金として115万5,000円を追加補正するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

まず、5款1項1目繰越金につきましては、額の確定に伴い5万円を減額補正するほか、6款2項1目雑入において、消費税還付金39万8,000円を追加補正するものであります。

また、歳入歳出差し引きの不足分として、4款1項1目わたり温泉島の海運営基金からの繰入金を151万9,000円追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番高野 進議員。

3番（高野 進君） 11ページでございます。負担金、補助及び交付金、修繕の負担金なんです、3階客室木製デッキ。本来は町で負担すべきところをとということを申されましたね。これ、全体の金額は幾らなのかということが一つ。

2つ目は、いわゆる一般的にいうと、建物の構造、屋根とか壁とか基礎的なものについては持ち主が負担するわけ。ところが、これは使用中のものであろうかと

この場合は思うんですよ。その場合の基準というか考え方、どこまで町として負担するのか。逆に言うと、この場合はホテル佐勘で全部持つのか。その辺の基準ですね、この2つを質問いたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） まず、1点目の全体的に幾らかということなんですけれども、こちらは工事費の全体的なことということでございましょうか。（「修繕費」の声あり）修繕費のですね。（「修繕負担費の額」の声あり）修繕料の、つまりその修繕にかかる経費がどのぐらいのうちということですね。（「そうそう」の声あり）

この金額そのままでございます。115万5,000円が修繕にかかる費用ということで、見積もりをとらせていただいて、本来であればというのは2つ目のところの質問にかかわりますけれども、この施設はもちろん町の施設でございますので、建物の部屋ですね、このデッキは部屋の一部ですので、そちらが壊れたということですので町が改修しなければならないんですけれども、何せ運営をやって、泊り客がもう予約とかも入っていますので、そういった形で早目に、早く修繕しなければいけないということで佐勘のほうが、うちのほうでもう修繕させていただいてよろしいでしょうかと、お金はもう前もって払いますのでということでスピーディー化をもってやっていただいたと。それに対する費用分を町のほうで、逆に負担金という形でお支払いするという形になりました。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） その見きわめなんですけど、お客さんが使用中に壊れたのか、それともいわゆる老朽化して、建物、基本的にそういうことで修繕をしたのか、その辺の、何というかね、区切りといいますか、どう考えていますか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 使用中と申しましたのは、お客さんを入れている施設ですのでという意味でございまして、お客さんがいるときに壊れたということではございません。経年劣化というのが一番大きな要因かと思えます。以上でございます。（「はい、了解」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第109号 令和元年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号 令和元年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第110号 令和元年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第19、議案第110号 令和元年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 議案第110号 令和元年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず初めに、別冊の令和元年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）をご準備いただき、1ページをお開き願います。

議案第110号 令和元年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,399万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに歳出よりご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

今回の歳出の補正の1点目ですが、令和2年1月から稼動する住民情報システム

の変更に伴い納付書等の様式も変更になりますので、1款2項1目の徴収費の印刷製本費に23万9,000円を追加補正するものでございます。

2点目ですが、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険基盤安定負担金について、令和元年度分の法定ルール分が確定したことに伴い、218万円の追加補正をするものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。

今回の歳入の補正の1点目ですが、3款1項1目の事務費繰入金についてですが、後期高齢者医療特別会計上では、事務費は原則、一般会計繰入金として財源を確保しますので、今回の歳出の事務費に当たる印刷製本費23万9,000円を一般会計からの事務費繰入金として追加補正するものでございます。

2点目ですが、3款1項2目の保険基盤安定繰入金です。繰入金についてですが、後期高齢者医療保険料の軽減措置に係る市町村負担の後期高齢者医療広域連合納付金の財源として、一般会計から保険基盤安定繰入金218万円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第110号 令和元年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号 令和元年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第20 報告第26号 専決処分の報告について（工事請負変更契

約)

議長（佐藤 實君） 日程第20、報告第26号 専決処分の報告について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、報告第26号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

議案書の82ページをお開き願います。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和元年11月12日に、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

次の83ページをお開きください。

こちらが専決処分書になります。

平成30年度亘理町立逢隈小学校空調設備改修工事（繰越）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分をしたものでございます。

概要につきましては、隣の84ページの資料をごらん願います。

改めまして、工事名は、平成30年度亘理町立逢隈小学校空調設備改修工事（繰越）です。

変更契約年月日が、令和元年11月12日。

請負金額は、変更後金額が4,996万8,600円であり、162万1,400円の減額となっております。

なお、契約の相手方については、日本ビルコン株式会社南東北支社でございます。

こちらの工事につきましては、国の交付金を活用しまして、町内の小中学校の普通教室に空調設備を整備するものです。今回の変更につきましては、当初の計画におきましては、キュービクルを増設してエアコン用の電力供給を行う計画でしたが、受注業者及び電気保安協会立ち会いのもと現場精査を行った結果、既存動力の変圧器容量を100キロボルトアンペアから300キロボルトアンペアに変更する



ことでも電力供給が可能であることが判明したことから、経済性のよい工法に変更をするものでございます。

なお、工期につきましては、変更前に同じです。

工事施工箇所等については、85ページ以降の平面図を参照願います。

以上で、報告第26号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第26号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第21 報告第27号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第21、報告第27号 専決処分の報告について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、報告第27号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

議案書87ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）。

令和元年11月18日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の88ページの専決処分書をごらんいただきたいと思います。

令和元年7月10日に鹿島保育所において二杉園に通園する児童が保育中に発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定、下記記載の第2項の規定により専決処分したものでございます。

具体的な事故の状況については、鹿島保育所との交流日に、保育所ホールへ移動するため、歩行が不安定な児童の両手をそれぞれ別の保育士が手をつなぎ歩行していましたが、1人の保育士が別の児童の行動に気をとられ、片手がすり抜ける形となり、バランスを崩し転倒し、顔面を地面にぶつけることとなり、前歯で上唇内側を切り、出血したものであります。

次の89ページをごらんいただきたいと思います。

和解及び損害賠償の額についてでございます。

令和元年7月10日に鹿島保育所において二杉園に通園する児童が保育中に発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解するものです。

記として、1、和解の相手方、亙理町〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏、児童の保護者となります。

2、和解の内容、(1) 亙理町は、本件事故に関し損害賠償費として相手方に対し、2万2,520円を支払うものとする。なお、今回の事故の損害賠償費の内容については、相手方の児童、お子さんのけがのため、治療費は無償となりますが、通院交通費、通院付き添い看護料、慰謝料を、総合賠償保険で定められた金額を支払うこととなったものでございます。

(2) として、相手方と亙理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議申し立てをしないことを双方とも確約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第27号 専決処分報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

#### 日程第22 議案第111号 教育委員会委員の任命について

議長（佐藤 實君） 日程第22、議案第111号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） それでは、議案第111号 教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

今回ご提案いたしますのは、現教育委員会委員であります佐藤徳美氏が、令和2年1月31日をもって任期満了となることから、その後任として次の者が最適任者であると考え、教育委員会委員に任命したいと存じまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるところであります。

本籍、住所ともに、亘理町字泉ヶ入88番地、氏名は金子高幸、生年月日は昭和50年8月31日生まれ、44歳でございます。

経歴につきましては、記載のとおりでございますが、平成8年3月に駒澤短期大学仏教学科を卒業された後、曹洞宗大本山永平寺において修行を積まれ、平成10年5月から、東京都新宿区にございます天龍寺に勤務され、平成15年7月に本町にございます大雄寺の副住職に就かれました。その後、平成19年12月から住職として現在に至っております。

教育分野におきましては、平成27年4月から3年間、亘理町立亘理小学校のPTA会長として、児童の健全な発達、教育環境の充実のためご尽力され、現在においても同校のPTA顧問としてご活躍をされている方でございます。

そこで、保護者の意向を教育行政に適切に反映させていくため、教育行政にかかわり、すぐれた識見を有し、人格高潔である金子高幸氏に就任をしていただくことが本町教育行政の進展に有用であると考え、教育委員会委員として任命したいので、ご提案申し上げるものでございます。

議員各位のご同意方、よろしくお願い申し上げます。議案の説明とさせていただきます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第111号 教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第111号 教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第23、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

最後に、私から一言、申し述べさせていただきます。

この仮設の議場での定例会開催も、今回が最後となるわけではありますが、議員、そして執行部の皆さんには、そのような環境の中、議案審議に臨んでいただきましたこと、感謝申し上げます。

これをもって、令和元年12月第2回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時40分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 佐藤 邦彦

署名議員 木村 満